

## 門真市空き家等除却補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）第17条の規定に基づき、狭小な住宅地であることにより流通、再建築等が困難である空き家等の所有者等に対し、予算の定める範囲内において門真市空き家等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き家の除却工事及び隣接地の購入を行い、一団の土地として再建築を促し、空き家等の対策及び狭小敷地の改善を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 狭小な住宅地 敷地面積が45平方メートル以下の住宅地をいう。
- (2) 空き家等 居住の用に供する一戸建て住宅若しくは長屋住宅であって1年以上空き家又は空き地の状態にあるものをいう。
- (3) 除却工事 空き家を全て除却する工事をいう。ただし、長屋住宅等の場合は、その所有している部分を除却する工事をいい、隣接する建築物の補修工事等は含まないものとする。
- (4) 現住宅地 本市の区域内に所在し、居住の用に供する一戸建て住宅又は長屋住宅が立地する土地をいう。
- (5) 隣接地 狭小な住宅地であって現住宅地と2メートル以上隣接しているものをいう。
- (6) 一団の土地 現住宅地と併せて一体的に利用するために隣接地の所有権を新たに取得した70平方メートル以上の土地をいう。

(交付期間及び見直し)

**第3条** 補助金の交付期間は、令和3年度から令和5年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助金の交付の対象となる事業、補助率等について見直しを行うものとする。

(補助対象空き家等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 狭小な住宅地に存する空き家等であること。
- (2) 別表第1に掲げる町内に存するものであること。
- (3) 差押え、仮差押え又は仮処分を受けていないこと。
- (4) これまでに他の要綱等に基づき、除却又は耐震改修等に係る補助金の交付を受けた建築物（長屋住宅等の建築物の場合は、その所有している部分をいう。）でないこと。
- (5) 土地区画整理事業、道路整備事業等による建物移転補償の対象となっていないこと。

（補助対象者）

**第5条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家等の所有者又はその相続人であること。
- (2) 市税、固定資産税、都市計画税等を滞納していない者であること。
- (3) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助金の額等）

**第6条** 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、購入した隣接地に空き家が立地している場合は、空き家の除却工事の完了後速やかに、補助対象空き家等のうち空き地のみを取得した場合は所有権移転登記を完了後速やかに、門真市空き家等除却補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 一団の土地の所有権を有することを証する書類
- (2) 補助申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類
- (3) 空き家等の所在地、位置関係が分かる書類

- (4) 1年以上空き家又は空き地であることがわかる次のいずれかの書類
  - ア 宅地建物取引業者が空き家又は空き地である旨を表示した広告
  - イ 電気、水道又はガスの使用中止日が売買契約よりも1月以上前である旨を確認できる書類
  - ウ その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類
- (5) 隣接地の取得が完了したことを証する書類
- (6) 現況図
- (7) 写真
- (8) 除却工事に要する費用に係る請求書、明細書及び支払額を証する領収書の写し  
(補助対象空き家等のうち空き地のみを取得した場合を除く。)
- (9) 空き家が区分所有であり、その一部分のみを除却する場合は、除却をしない部分の区分所有者から申請に係る部分の除却について同意を得ている旨の申請者の誓約書及び当該除却をしない部分の区分所有者の同意書（補助対象空き家等のうち空き地のみを取得した場合を除く。)
- (10) 誓約書
- (11) 委任状（委任する場合に限る。)
- (12) 市税等を滞納していないことを証する書類（空き家等を共有している場合においては共有者全員のもの)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、門真市空き家等除却補助金交付指令書（様式第2号）により、補助申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、前項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市空き家等除却補助金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して、補助申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第9条** 市長は、補助決定者が門真市補助金等交付規則第15条各号のいずれかに該当すると認めるときは、門真市空き家等除却補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市空き家等除却補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(細目)

**第10条** この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

町 名
大橋町、上野口町、寿町、月出町、堂山町、常盤町、浜町、舟田町

別表第2（第6条関係）

項	補助対象内容	補助対象経費	補助対象額
1	<p>空き家を全て除却する工事に要する費用とする。ただし、以下の工事については補助対象に含まない。</p> <p>(1) 門塀、フェンス、植栽等の除却</p> <p>(2) 同一敷地内にある対象外の住宅、附属建築物等の除却</p> <p>(3) 同一敷地内にある駐車場、駐輪場等の除却</p> <p>(4) 前3号の工事に係る仮設工事費用及び運搬・処理・処分費用</p> <p>(5) その他市長が対象外であると認めたもの</p>	<p>除却工事に要する経費及び隣接地取得に要する経費の合計</p>	<p>次に掲げる額のうち、少ない方の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 500,000円</p>
2	<p>隣接地の取得に要する次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 測量及び明示費用</p> <p>(2) 登記費用</p> <p>(3) 不動産取得に係る仲介手数料</p> <p>(4) 不動産取得費用</p>		

備考 第1の項の除却工事に要する経費における補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度における国土交通大臣が定める標準建設費その他の額のうち、不良住宅等の除却工事費の算出方法により得た額を上限とする。